

不気味さの論理

オウム真理教と地域社会

野中 亮

1. 「不気味さ」と寛容性

本章の課題は、具体的な事例をもとに、「不気味さ」をキーワードとして「非」寛容性について考察することである。ここで取り上げる事例は、1989年から95年にかけて世間の耳目を集めたオウム真理教（以下、「オウム」と略記）にまつわるものであるが、松本・地下鉄サリン事件や坂本弁護士一家拉致事件などの全国的によく知られている事件¹⁾ではなく、オウム関連施設が進出した地域社会（熊本県波野村と山梨県上九一色村）とオウム教団とのトラブルに関する事例である。

これらの地域では、修行場や信者の宿泊施設、作業場などのオウム関連施設が進出した当初から激しいオウム反対運動が展開されていたのであるが、さきに挙げた事件よりも時期的に先行しているため、「地域社会 vs 犯罪者集団」というよりも「地域社会 vs 異人集団」という解釈枠組みがふさわしい事例だともいえよう。こうした観点からこれらの事例を解釈するとき、これらの事例は「寛容性」の問題を考察するにふさわしい材料ともなりえるだろう。また、その際に、こうした非寛容性の直接的原因として「不気味さ」があげられることも強調しておいてよい。後述するが、とくに波野村の事例の場合、反オウム運動の根拠として「気持ちの悪さ」という心理的・感情的要因が挙げられるからである。この節ではそれぞれの事例の特徴を簡単にまとめるつもりであるが、その前に、「寛容性」について若干の考察を加えておきたい。

まずは一般的な「寛容性」ということばの用いられ方をおおまかに整理してみよう。

- (1) 強者が弱者に示す「度量の広さ」
- (2) 現状の合理化や追認、あきらめなども含めた「適応」

(3) 感情的齟齬や利害対立の調整など、公平性・平等性を重視した
「ゆずりあい」「痛み分け」

この整理からわかることは、我々が「寛容性」ということばを用いるとき、当事者の自由意志に基づく場合となんらかの規制や強制力（社会的資源の多寡、法、市民道徳など）が作用する場合の二種の「寛容性」があるということである。ここではこれらを仮に「積極的寛容」と「消極的寛容」とに区別しておく。また、これも暫定的ではあるが、さきに述べた「不気味さ」を、こうした「消極的寛容」あるいは単純に「非寛容」な態度と密接な関係をもつものとして仮定しておきたい。「不気味さ」の根元には、合理的な解釈枠組みや相手への理解・知識の欠如があるのではないと思われるが、ここでは「不気味さ」が「非寛容性」の主観的根拠となりうることを確認しておけば十分だろう²⁾。

さて、次に本章で取り上げる熊本県波野村と山梨県上九一色村の事例の特徴を簡単にまとめておこう。

まず、波野村の事例の特徴は、特にオウム進出当初における「不気味さ」に基づいたパニックであり、村民や村行政が一致団結した全村的な対応にある。詳しくは次節にゆずるが、一般村民の激しい反対運動はもとより、さまざまなうわさが広範囲に流布し、村行政が当時としては法的根拠の希薄な対策をとるなど、およそ外部の人間には理解しがたい出来事が次々と発生したのである。このパニックは徐々に収束していくが、結局、波野村の人々のこれらの行動は、最後まで外部の人間にとって説得力のある論理を持ち得なかった。

一方、上九一色村の事例の特徴は、こうした激しいパニックを経験しておらず、また、全体としてまとまりに欠ける対応をとっていた点にある。オウム進出による被害は波野村よりもはるかに大きいにもかかわらず、反対運動は全村的な盛り上がりには欠け、その効果も薄かった。つまり、波野村と上九一色村の事例は際だった対照性を示しているのである。

本章では、両地域での出来事の過程を追い、このような違いがどのようにして生じたのかを探る。また、事例の特性から「寛容性」ではなく、「非寛容性」について議論を展開したい。その際、(1) 定住・住民票問題、(2) 相互理解への欲求の有無を「非寛容性」の指標として用い、そ

それぞれの地域における特徴を考察する。なお、波野村と上九一色村の事例については、芦田徹郎編『オウム真理教と地域社会』[芦田他, 1999]に全面的に負っている。煩瑣であるので引用・参照ページの表記は基本的に省略させていただく。

2. 熊本県波野村の事例

波野村のオウム対策をめぐる出来事のあらましは資料1のとおりである。おおまかに分類すれば、(1)初期対応の時期(90年8月まで)、(2)裁判闘争を含む全村一致での反対運動展開の時期(91年頃まで)、(3)村内分裂からオウム施設・所有地の買い取りにむけた運動の終焉の時期(オウム撤退まで)以上3期に分類できよう。ここでは、特に90年8月12日の村民とオウムの衝突に象徴されるような、住民運動の高揚にいたるまでの経緯((1)(2)の時期)について考えてみたい。

89年にサンデー毎日による糾弾キャンペーンが行われたものの、波野村にオウムが進出してきた時期においては、まだ「オウム真理教」の名前は世間の大半の人々にとっては無名に等しい教団であった。そうした「無名の新興宗教」が人口1,800人程度(当時)の山村に進出してきたのが騒動の発端である。当然、村の人々のオウムに関する知識はゼロに等しい状況であった。最初の「オウム情報」は警察から役場へもたらされたものである。とはいえ、その「情報」とは、「サンデー毎日のコピー」と「今の段階では警察は何もできないので、行政指導で何とかした方がいい」というメモであったという。

人口2,000人足らずの村であるから、村幹部の知り得た情報はすぐさま村民に流布する。当時の状況を知る人々の話からすると、「みょうな」「おそろしい」「悪い」あたりがキーワードであろうか、最初はかなり漠然とした不安が広がったようである。その後、件の雑誌のコピーなどが回覧されたようであるが、いずれにせよ、オウムの犯罪行為はまだ「疑惑」の段階にとどまっていた時期であり、なにより波野村で具体的な問題が起こっていたわけではないので、村民にとっての「オウム像」はいわば「借り物」でしかなかったのである。

しかし、このことはこの後の波野の動きを見ていくにあたって、あんがい重要な意味を持つ。なぜなら、結局オウムは波野になんら「実害」を与えないままに和解金を受け取って村を出て行ってしまふからであ

る。いわば村の人々はオウムの「幻影的な恐怖」[芦田, 1999:169] に悩まされたのだといってよい。

波野でオウム排斥運動が始まった当時の様子取材した新聞記者は、その頃の様子を「理由なき反抗」であったと語っている。というのも、当の村民たちも「何が怖いかわからない」状態だったからである。彼は、当時の村内の状況を「何か変な感じだった」ともいっている。

また、村民のなかには、実際にオウム関係者と会ったときに意外と礼儀正しい彼らの様子を見て、「言われているような人達ではない」という感想をもった人もいたが、こういう人はむしろ例外だといってもよいかもしれない。なぜなら、村民の不安を合理化するような「うわさ」が大量に流布し始めたからである。

もちろん、「村を乗っ取られる」というような現実味のある恐怖もあったようだが、村民によって実際の被害とされているものはかなり頼りない。観念的、あるいはうわさの域を出ないものが多く、また、そういう話ほど急速にかつ広範に村外にまで浸透していったのである。'90年9月段階での聞き取りによると、「村への被害」として以下のものがあげられていた。

- (1) (農家の) 奥さんが、今までは1人で畑仕事に行っていたのに、オウム真理教の見張りがいるから、1人では行けなくなった。
- (2) 子供が誘拐されるのではないかとという危惧から、父兄が同伴して子供を学校に送るとか、クラブ活動が短縮されたなど。
- (3) 物を壊されたりはしていないが、その心配はある。

また、村のイメージダウンについても語られていた。たとえば、その一例として、「お嫁さんのきてがなくなる」ということがまことしやかに語られていた。これは地元紙にも掲載された話である。当時の「守る会」の代表への「実際に縁談が壊れた例がありますか？」という質問には、「それだけが理由ではないかもしれないが、少なくとも、そういう理由を向こうの(断った側の)親が表明したという話は聞いている」というこたえがかえってきている。

他のイメージダウンの心配として、次のようなものもあった。それは、オウムが村にやってきたので、「(小学校に)よい先生がやってこなくなるかもしれない」というものである。「守る会」の弁によれば、毎年、波野にくる先生は「いい人ばかり」らしいが、「オウム真理教が進出し

てきたことで『余計に子供の心配をしなければならなくなった』から、先生達はそういう、余計に心配しなければならない所へわざわざ行きたくないと思うに違いない」というのである。

村がイメージダウンをとりわけ心配するのには、じつは、理由がある。当時、波野村は、伝統芸能である「神楽」を中心に「村おこし」にとりこんでいた。そこにオウムが進出したとあっては、イメージがわるくなり、観光客がなくなるという危惧があったのである。オウムの土地購入は判明してすぐに開かれた村議会全員協議会の席で、榎木野村長（当時）が、「神楽の里で村おこしを進めている折に、宗教団体では何のメリットもない」と語ったことが地元紙で報道されている。

また、村民たちが、「村とオウムは、相互にいいれない」と考えていたことも、確かである。ふたたび榎木野氏のことばをかりれば、「神楽は神秘的/オウム真理教は新しいもの」とか、「波野村は純朴・自然が綺麗。オウム真理教はキタナイ、車に乗って遊んでさるく（熊本弁：遊んでまわる）」という対比がなされていた。これは、自分たちが持っている村のイメージと、オウムのイメージとが、「対極のもの」として語られる例である。

要するに、波野村においては、現実的な被害は発生していないにもかかわらず、信者とのみみ合いで機動隊が出動したり、行政が当時としては法的根拠のない住民票不受理などの対応をとったり、ついには教団施設買い取りのために9億2,000万円³⁾というにわかには信じられない金額の「公金」を支出したりするという、すくなくとも傍目には理解に苦しむ対応をとっていたのである。

3．山梨県上九一色村の事例

上九一色村のオウム対策をめぐる出来事のあらまは別紙資料2のとおりである。波野村と比較した場合の上九一色村の反応の特徴は、(1)「実害」の存在、(2)質量共にオウム情報が豊富であること、(3)地域住民と村・県行政の乖離などがあげられる。

(2)のオウム情報に関しては、少なくともマスメディアから取得しうる情報が波野村と上九一色村との間で大きく違うということは考えられない。しかし、自らの経験に基づくオウム理解・知識については相当な開きがあると考えられる。なぜなら、後述するように上九一色村の住民

は実体的な被害を被っていたため、波野のように「幻影的な恐怖」のみに踊らされることは少なかったはずだからである。

まずは上九一色村住民が具体的にどのような被害にあったのかをみていこう。波野村のオウム施設が山中の人気のないところにあったのに対し、上九一色村では富士ヶ嶺（ふじがね）地区という戦後の入植地に集中しており、大型の教団施設が10棟以上、しかも村民の住宅のすぐそばに建築されていたのである。したがって、富士ヶ嶺地区の住民は、日常生活のいたるところでオウム信者と接触し、トラブルも経験していた。

上九一色村の住民が訴えるオウム被害の典型的な例が次に紹介するインタビューである。第2サティアン⁴⁾の工事が始まったときの様子を、道路を挟んだ向かいの住民は次のように語ってくれた。

「最初は、薄汚い格好していたやつらがいきなりきて、プレハブと周りにトタンの高い壁をはりめぐらせた。冬なのに下着一枚、足は草履という格好。そんな奴らが朝も夜も、夜も電気をつけてやっている。それから、20～30人の人がきた。風呂も入ってないような格好。「こんにちは」とこっちが挨拶しても知らん顔。パワーショベルや、岩盤を砕くブレイカーが真夜中の2時、3時まで。ガラス棚が振動して。夜になっても、ずっと工事をしていた。で、パトカーを呼んでも、30分くらいおとなしくしてから、またすぐ工事を始める。とにかく、寝てなんかいられなかった。

警察へ連絡したが、警察は注意しかできない。注意されても、またすぐに工事を始める。また、ゴミをしょっちゅう焼いていて、その煙がひどい。牛舎のなかに煙がたちこめて。オウムにいうと、オウム側は「それは霧でしょう」なんてことをいう。消防車も2回くらいきたかなあ。煙があんまりひどかったので、近所の誰かが連絡したんでしょね。あと、スピーカーで外に向かってマントラを流す。流しっぱなし。私もそれで、だいが洗脳されましたよ（笑）（搾乳量を）正確に計ったわけではないけれども、牛は臆病だから、騒音とかがひどいと乳量は減る。

塀をめぐらせ終わってから、入り口のところに5、6人の見張りが出てきた。中を覗こうとすると、カメラで撮られる。あと、車で通ると、ナ

ンバーを控えたり。木刀もってうろついていたり。第1上九の周囲の土地に牛を放したりしていると、信者達があとをつけてくる。山菜採りに来た人たちにも、オウムがついてくる。おっかなくなつて、誰も来なくなった。やっぱり、見張りが一番悪い。これが一番周囲の人たちをこわがらせた。」

この住民は、造成地から異臭を発する廃液が垂れ流しにされたことが原因で周囲の牧草が枯れてしまったため、地元の吉田保健所に調査を依頼したこともあった。また、オウム信者は1日に2、3時間しか眠らない生活を送っていたため、村内で頻繁に交通事故を起こしていた。村民を巻き込んだに人身事故こそ起きなかったものの、信者が亡くなった死亡事故なども起きており、子どもの通学などにはかなり神経を使っていたとの話もあった。

このように、騒音や振動、悪臭、事故などの生活環境にかかわる被害や脅迫まがいの行動など、富士ヶ嶺の住民達は相当な実体的被害を受けていた。こうした経験はオウムに対する幻影的な不気味さではなく、実体的な恐怖と嫌悪を生み出したと考えられるだろう。こうした富士ヶ嶺住民のオウム観に追い打ちをかけたのが、松本サリン事件直後の異臭騒ぎと盗聴事件である。

「松本サリン事件」の発生当初、各マスコミが警察のリーク情報を鵜呑みにし、松本市の会社員河野義行氏を犯人扱いしたため、地元松本をはじめ、全国的に松本サリン事件の犯人は河野氏だという風潮が広がっていたが、上九一色村ではすこし状況が違っていた。特に富士ヶ嶺地区の住民は、オウムの仕業ではないかと考えていたのである。

松本サリン事件の12日後の7月9日、第7サティアン近隣住民が真夜中に異臭と息苦しさを感じ、少し離れた高台にある隣家に避難するという事件が起こったのである。この第7サティアン前の住民のインタビューはできなかったが、この住民が避難した近隣住民の話は聞くことができた。この住民によれば、7月に入って第7、11サティアン近辺のブナやイチヨウが変色していることにすでに気づいていたという。次のような顛末だったらしい。

「それから、わたしが見てて気付いたのは、木の葉っぱの色の变化。」

第7サティアンから第10サティアンにかけて。これは変だと思って連絡して、役場と警察と保険所にきてもらったんですけども、対策委員はこないだよ。そのとき残念だったのは葉っぱや土のサンプルをとってけばよかったなあって。そのときでたのは濃硫酸と苛性ソーダ。保険所がちゃんと管理しなさいって、注意してた。

それが7月の9日だったと思うんだけど、その晩に異臭事件というのがあったんですよ。話前後するけど、松本サリン事件の1週間あとだからね。第7サティアンだけに松本サリン事件をあつかった新聞が掲示してあった。それと、面白かったのは、細川首相の辞職を彼のカルマがどうこうって書いてあった。松本はおまえらがやったんじゃないねえ、っていうと、いやー、ちがいますよ、松本の支部は現場から遠いですから。あの連中は全然知らなかったということでしょうね。

悪臭事件のときは連中の動きはすごかったですよ。さん（第7サティアン前住民）がわたしとこへ逃げてきて、わたしは寝てたんですけども、すぐいってみたらものすごい臭いで、下に下れば下るほど苦しくなってくる（注：この住民の家は、第7サティアンから少し上ったところにある。避難してきた住民の家は第7サティアンのほぼ正面）。そこにおれなくなつてすぐに110番した。

オウム教もばたばたして、車で人間を運んでたね、ほかのサティアンへ。（話者の）家は第11サティアンのそばだけど、そこで車のドアをあけて、どうしたんだー、いったら、だまーってたねえ。女の子がのってたなあ。それから第7サティアンにおりてったら、ガスマスクした10人から15、6人の信者が呆然自失という感じで座ってたよね。

それであくる日に保険所と警察が来たんだけど、それは木の葉の変色を通報していたから来たんであって、悪臭事件できたわけじゃない。そういうひどい悪臭事件は1回だけど、いつもあそこは臭ってた。いまでも臭うよ、残ってたね、いろんなもんが。」

警察が来ても、オウム側は「臭いは感じなかった」「住民の臭いで迷惑することがある」「自分で自分の首をしめるようなことはしない」などといっていたという。のちにわかったのであるが、この異臭の原因はサリン生成の際に生じる副生成物が原因だった。

さらにこの後、「オウム真理教対策委員会」の役員宅で盗聴器が続け

ざまに見つかるといふ事件も起きたが、これも富士ヶ嶺の住民にすれば、それまでのオウムの素行をみていれば十分に納得のいく出来事であったらしい。

4．波野村と上九一色村における行政の動き

3節と4節では波野村と上九一色村における住民側の被害の実態を挙げた。ここでは行政も含めた排斥運動・対策の概略を紹介し、これらの対応が被害実態と特殊な関係性をもっていることについて述べたい。

4 - 1．波野村の対応

波野村の対応の特徴を一言でいえば、行政を含む全村一致での対応をとったということである。オウム進出当初より村行政と村民は一体となって行動し、しかも村は上級官庁である県の協力も取り付けることに成功した。村民同士、村民と村行政、村行政と県のそれぞれが緊密に連携してオウム対策が進んでいったのである。村民の一体化は「守る会」の活動に、村民と村行政の連携は住民票不受理に、村行政と県との連携は森林法や国土利用計画法の適用に端的に表れているといつてよいだろう。

そもそも波野村の場合、「村おこし」活動が盛り上がっていた時期⁵⁾とオウム進出の時期が重なっており、全村的な運動を展開するための土壌がすでに存在していた。また、村内での政争が激しいという土地柄もあって（有力な）住民グループと村行政は、もともと「密な」関係にあったのである。住民票不受理を法的根拠が得られないままにつづけていられたのも、役場の窓口を「牛歩戦術」⁶⁾で封鎖してくれる村民達がい初めて可能なことであった。

この住民票不受理という村行政の対策は、当初から法的根拠を持ち得ないものであることがわかっていたにもかかわらず、不思議なことに、当時の村関係者からは「きっとなんとかなるだろう」という、甘さを通り越して不可解とすらいえる雰囲気が存在していた⁷⁾。もちろん、法律上の合理的な根拠はどこにもないのであるが、そもそも波野村の反対運動自体が、少なくとも実体的な被害への対抗運動という合理的な根拠をもつものではなかったのであるから無理もないことかもしれない。

それにしても、上級官庁である県までが、通常は書類送検で済まされる森林法や国土利用計画法というカードで村を援護していることは注目

に値する⁸⁾。警察関係の圧力で国土利用計画法をオウムの一斉搜索への口実にした、ということは十分に考えられるが、そうであれば森林法での告発は必要なかったはずである。

ともあれ、最終的には9億2,000千万円という大金を支払ったにせよ、オウムを追い出したのは村の運動と意志によってであり、波野村の対オウム活動が行政と住民が一体となった強力な運動だったということは間違いない。

4 - 2 . 上九一色村の対応

波野村でのオウム排斥運動が全村一致と呼んでも良い状況であったのに対して、上九一色村、というより富士ヶ嶺地区はほとんど孤立無援の戦いを強いられた。村内においては、他地域の村民の協力がほとんど得られず、村行政はバックアップどころか富士ヶ嶺地区住民との連携さえ不十分なままであった。もちろん、県が積極的に対策を講じたという事実もない。

オウム進出当初は、富士ヶ嶺地区でのオウム排斥運動も盛り上がり、村としての体制も整いつつあった。しかし、けっきょく村はオウムとの融和路線を打ち出して信者の住民票を受け付け、それを期に富士ヶ嶺地区の住民組織の亀裂が表面化、対策委員会の改組にまで至ってしまう。当然、これ以降の運動は低調になり、散漫なものとなってしまった。

村の融和路瀨を背景に、オウムは富士ヶ嶺地区への進出を加速度的にすすめるが、94年には松本サリン事件、第7サティアン異臭事件、盗聴器事件などあきらかに暴走の観を呈していた。ことここにいたっても行政からの支援が得られない富士ヶ嶺地区の住民はなかば「あきらめつつ、命がけで」運動を続けざるをえない状況に追い込まれていく。

最終的にはオウムの自滅とも言える行為によって村は救われるのであるが、結果的に上九一色村における住民運動は村からのオウムの撤退には何の影響も及ぼしていないといつてよいだろう。これはなにも報告者の独断ではない。第7サティアンの近隣住民の一人は「たまたまオウムが自滅してくれたからよかったものの、相手ももっとしたたかな連中だったら、どうなっていたんだろう」と述べている。運動をしていた当の村民達でさえ、自分たちの運動がオウムを追い込んでいったとは考えてはいなかったということである。

富士ヶ嶺地区の孤立の原因のひとつとして、波野村の場合と同じくもともとの村の情勢・権力関係がオウム反対運動に大きな影響を与えたのは事実である。とくに運動の焦点であった住民票の受理に関して言えば、富士ヶ嶺地区の「切り捨て」にさえ見える。こうした村の対応の背景には、オウム施設が富士ヶ嶺地区に集中し、しかもその富士ヶ嶺地区が南北に細長い村の南端に位置することから、オウムに対する「危機感」の村内地域差が生じていたことも大きく作用しているだろうが、住民達のインタビューによればそれだけではなさそうである。

資料3からわかるように、富士ヶ嶺地区はオウム進出以前から伝統的なムラのなかでは「異端」であったようである。前者2名は戦後開拓民として富士ヶ嶺に入植した人たちであるが、オウム対策にみられる意識の地域差が、単にオウム被害の地域差のみによるわけではなさそうな様子もうかがえる。波野村における村行政と際だった違いを見せる上九一色村の対応であるが、この違いの原因の一端はこのあたりにもあるともいえるだろう。

4 - 3 . 波野の「非寛容」と上九の「寛容」？

波野村は最後まで住民票を受理せず、いわば「手切れ金」を渡してまでオウムを村から排斥した。一方、上九一色村では91年の段階で住民票を受理してしまっている。さきに述べたような経過を鑑みれば、これを単純に「非寛容な波野と寛容な上九」などということは出来ないことは瞭然としているが、しかし、実体的な被害の有無というファクターと絡めてみたとき、奇妙なねじれが生じていることに気づかされる。実体的な被害がなかった波野村でなぜあれほど徹底した排斥運動が可能であったのか、また翻って、あれだけの実体的な被害を受けていた上九一色村ではなぜ排斥運動がうまくいかなかったのだろうか。

この問いに対するもっとも単純な答えは、4 - 1、4 - 2で触れたように、村内の状況や権力関係がそのまま投影された、という解答である。たしかにそれなりの説得力をもつものの、しかし、われわれの関心にとって十分な解答とは言い難い。なぜなら波野の場合、一山村が県までをも動かしたことが説明ができないし、なによりこの解答は「排斥への欲求」の質の違いへの視点を欠いているからである。

上九における排斥の動機については、実体的な被害の排除という非常

に合理的な、つまり誰に対しても説得力のある説明が出来る。ところが波野における排斥の動機は漠然とした不安や気持ちの悪さであり、すくなくともはたから見れば「何が怖いかわからない」ようなものである。しかもそうした合理的根拠をもたない訴えに答えて、行政が法の綱渡りを演じるに至ってはまさに常軌を逸しているとしか形容のしようがない⁹⁾。

動機の合理性という点で、県（行政や一般県民）やマスコミなど外部からの理解・援助を得やすいのは上九一色村の方であるはずであるにもかかわらず、「ねじれ」が生じてしまったのはなぜか。おそらく、合理的に考えれば外部の理解を得にくいはずの波野村の「不気味さの論理」は、実は外部のわれわれに対して独特な説得力を持っていたのではないだろうか。

そもそも「排除」とは何らかの意味で相容れないものを共同体の外部にはじき出すという性質の行為である。上九の場合、「誰が見ても迷惑な行為」を反省もなく繰り返す者の排除という、いわば市民社会の論理に即してみれば誰にでも理解可能な原理をもっていた。一方、波野村の方は、何が相容れないのかを理解するための論理・意味コードが外部の我々には自明ではない。もっとも、この「コード」は意識的に理解できなくとも「肌で感じる」ことはできるタイプのものであるらしい。当時の熊本県庁もこのコードに反応したのだろうし、他愛のないうわさ話を笑いながら、そして少しだけリアリティを感じていた人々もこのコードを直感的に理解していたことであろう。

波野の村民たちが感じた「相容れなさ」がどのようなものであったのかを明確に言語化することはむずかしい。2節で紹介したように、波野村民の説明自体が象徴的な説明でしかないのであるから。しかし、運動の経過から若干の考察を加えることはできると思われる。

5. 不信のフィードバック

2節で述べたように、波野にオウムが進出した当初の村人のオウム理解はマスメディアなどからの伝聞情報、2次資料に基づいていた。このデータ自体が負の性質を帯びていたからかもしれないし、もともと僻地と言ってよいような山村であるから伝統的共同体の常として排他性も強かったのかもしれない。とりあえず、波野村民はオウムを多くの疑惑を抱えた「好ましからざる客」として理解した。

もっともこうした初期設定はその後の実際の経験によっていくらかでも変更の可能性があるのだが、それを疎外する大きな要因があった。オウムが持つ閉鎖性である。村人たちがいだいた「不安」は、このオウムの閉鎖性、しかもかなりかたくなな態度をもって貫かれた閉鎖性によって増幅された。

「たとえば、(90年)6月5日、榑木野惟幸村長(当時)らが現地視察を行うも、オウム側は立ち入りを拒否した。また、6月13日、住民約70人がオウムの施設を訪れ、4項目の申し入れを渡そうとするも、オウム側はこれを拒否する。6月16日、岩下平助村議会議長(当時)ら12人の村議全員が、オウム施設の視察を行おうとし、工事現場への立ち入りをしようとするが、オウム側は三度拒否する。これでは、村民が、「中で何をやっているのか」との疑念をもったとしても、おかしくはない。オウム側が拒否した理由は、「責任者がいない」というものであった。」[池田, 1999:61]

経験に基づくあらたな知識や理解が外部からの情報の流入の増大に追いつかないという状況に村民は徐々に焦燥をつのらせていったようである。「うわさ」が流布しだすのはこうした背景の下でのことであった。うわさが「神話化」¹⁰⁾すると「中で何をやっているのか」という不安は恐怖に変質する。なぜなら、「神話」はあらたな「うわさ」を産みだし、その「うわさ」はより強固な「神話」を形成するからである。

「監視小屋」という以後の他地域でのオウム排斥運動で「定石」となっていく方策を編み出したのも、もともとはこうした状況下でオウムについての自前の知識を得るためであった。しかし監視小屋を建設した時期あたりから運動は激化してゆき、ついには機動隊が出勤する事態にまでいたってしまうのである。一旦こうした状況に陥ってしまうと、あらたな知識を得ようすること、相手を自前のより多くの材料で理解しようとする試み自体が放棄されてしまう。資料1にもあるように、県の指導によって92年1月16日にオウム施設の居住確認検査をすることになったものの、村民たちはそれを拒んだのである。

住民票の受理を恐れたためといえればそれまでであるが、それにしても村民たちの態度は明らかに硬化していた。オウム以外の外部に対する閉

鎖性をも持ち始めていたのである。そもそも県の居住確認の指導も法的な問題はもとより、あまりにもかたくなな村の態度に業をにやしたという側面があったのであるが、村がこれを拒否したため、県との連携が切れてしまうのである。また、県行政以外の外部とのつながりも危ういものとなっていた。マスコミの報道や人権団体の活動など村にとって都合の悪い要素も出始め、「よそ者」とのコミュニケーションにかなりナーバスな反応を見せるようになってきていたのである。このころには、「監視小屋」は「視」よりも「監」に重きをおいた装置と化してしまっていた。

このような波野村での運動の経過をみていくと、村・オウム双方の閉鎖性が互いの負のイメージを拡大再生産する相互作用のメカニズムの存在に気づかされる。村側がオウムについてもっとよく知りたい（あえて理解とはいえない）という欲求をもっていた時期にオウムが胸襟を開いていたらどうなっていたかということ論ずる術はない。しかし、こうした負のフィードバックが波野村を追い込んでいったということは言えるだろう。皮肉なことに、一部のマスコミにおいてではあるが、あたかも社会との共生関係を確立しかけたかに見えたオウムが自らその回路を閉じてしまい、急速に閉鎖性を高めたあげく自滅してしまったこととよく似た経過をたどってしまっているのである。

この不信のフィードバックは可変性をもっていたオウム理解を硬質な、可塑性のない解釈枠組みへと変質させてしまった。もっとも、硬質化したイメージは当初の可塑性を失ってしまう分、いかにそれがダークなイメージであっても「不気味さ」を喚起することは少なくなってくる。もっと明確な恐怖や敵意、憎悪へとその姿をかえるのである。波野村におけるオウム騒動の後半期にはその様子が現れているとみてよいだろう¹¹⁾。

6. 結びにかえて

波野村の事例を中心に議論をすすめてきたが、ここで上九一色村や他の地域の事例についても触れておきたい。

まず、上九一色村の場合、なぜ外部への訴求力が弱かったのだろうか。端的にいえば、5節で検討したような不信のフィードバックが「拡大再生産」の機能をともなっていなかったことによると思われる。波野村における負のフィードバックが作り出した「神話」は、村外の人々をも巻

き込んでゆくだけの力をもっていた。その力の源泉は「正体を知り得ないもの」がもつイメージの喚起力である。

上九においてはオウムが持つ負のイメージが、「実体的な被害」という強い枠によって制約されていた。極端な言い方をすれば「単なる迷惑者」であり、その意味では、外部から見た場合、上九での騒ぎは不思議でもなく、不安がきき立てられることもないありふれた出来事にすぎない。オウムは巷によくある「問題のある信仰宗教」のひとつでしかなかったのである。死亡事故が頻発する交差点や暴力団の事務所、ダイオキシンをまき散らすゴミ処理施設と基本的にはなんら違いはない。当事者にとっては命にかかわる問題であっても、である。

こうしたことは、サリン事件以降の全国各地におけるオウム（アレフ、アーレフ）信者居住反対運動¹²⁾にも共通している。これまでに調査した地域のいずれも画一的なオウムイメージ（サリン、殺人、理解しがたい教義など）に基づいた反対運動がおこるものの、その運動が周辺地域も巻き込んで大きく展開した、という事例はいまのところ見いだせない。最初の情報があまりに堅固で「恐怖」こそ生み出されるものの、「正体不明のもの」に由来するいわく言い難い「不気味さ」を醸し出すだけのパワーは、今のオウムにはないようである。もっとも、これらの地域に関しては1回きりでしかも短時間の調査しか行っていないため、本報告では参考程度にとどめておきたい。

この報告では、オウム真理教の排斥運動をめぐる地域社会の事例をもとに「非寛容」についての考察を行うことを課題としていた。「寛容性」の問題にどの程度迫れたか、ということについては非常に心許ないが、最後に暫定的なまとめをしておこう。

本報告では、「非寛容」を多くの知識や深い理解に基づいた明確な解釈枠組みをもち、また解釈枠組みをそうした材料から構築することを拒んで、相手を拒否する姿勢のことを指している。この観点から上九一色村の事例と波野村の事例を、可能な限り相違点を強調する形で考察した。そのせいで運動の本来の全体像がわかりにくくなっているうらみもあるが、その代わりに同じ「排斥運動」であってもかなり様相が異なることを示すことはできたと思う。もっとも、不信の拡大再生産という分析は少々荒すぎたかもしれない。今後、さらに検討をすすめることを誓って、筆を置きたい。

資料

資料 1：波野村の対応の概略

- '90/5/19 オウムが土地売買の届出書を提出。
- 5/21 村議会が全員協議会で対応を協議。
- 6/10 住民組織「波野村を守る会」(以下「守る会」)結成。波野村の全有権者が参加。
- 6/25 オウム関係者 44 人が波野村への転入届を提出。村民の抗議に応じた形で村側は不受理。
- 6/28 オウム信者 60 人が、村の住民票不受理に対して、精神的苦痛に対する損害賠償と不作為違法の確認を求める訴えを熊本地裁に起こす。
- 7/1 「村民総決起集会」開催。村民と周辺町村からの支援者などもあわせて約 1,000 人が参加。
- 7/10 熊本県がオウムの開発工事に対して「森林法違反に当たる」として中止命令を出す
- 7/20 オウムがプレハブ施設 1 棟を初めて村・報道陣に公開。村側は「既に転入届を受理しない決定を下しており、もはや立ち入り調査はしない」として申し出を拒否。
- 8/12 波野村民とオウム信者あわせて 400 人が深夜から 13 日未明にかけてもみあい。地元警察署員 60 人と県警機動隊 100 人が出動。村民・オウムの双方あわせて 20 人が軽いけがをする。オウムの進出問題で県警機動隊が出動した最初のケース。
- 8/16 熊本県がオウムを森林法違反で告発。開発用地の取得についてもオウムと土地売却者を国土利用計画法違反で県警に告発。
- 9/6 「守る会」が教団施設近くに監視小屋を建設。
- 9/26 波野村議会はオウム関係者を「波野村民として認めることはできない」とし、住民届の受付を拒んでいる村当局を支持する決議を「全会一致」で可決したと発表した¹³⁾。
- 10/4 波野村教育委員会はオウムの児童の就学について、県教委との話し合いをすることを決定。
- 10/22 熊本県警がオウム施設を強制捜査。国土利用計画法違反と公正証書原本不実記載などの疑いで顧問弁護士と不動産業者を

- 逮捕。教団幹部ら 4 人の逮捕状を取ると共に、波野村をはじめ、1 都 4 県の教団関係施設など 14 箇所を一齐に家宅搜索。
- 12/3 「人権尊重を求める市民の会」(以下、「市民の会」)が熊本県庁を訪れ細川護熙県知事に対し、「信者への人権侵害をやめさせ、波野村に対しても住民票を受理するよう意思表示を求める」との申入書を提出。
- ’91/1/22 「市民の会」がオウムについてのシンポジウム開催のために熊本県立劇場地下大会議室の使用を申し込み、拒否される。
2/14 に使用不許可処分の執行停止を熊本地裁に申し立てる。
- 4/3 オウムの未就学児童も問題に関する村教委の協議が再度持ち越しとなった。オウム側は「信者を差別する村の現状の前では、就学を希望する親はいない」として就学の申し出をしない方針を明らかにした。
- 4/8 「市民の会」の訴えが認められ、県立劇場の使用不許可処分が取り消される。
- 5/21 県立劇場側が使用許可を取り消し。オウム進出に反対する右翼団体の使用申請もあわせて不許可とした。
- ’92/1/16 波野村が住民票申請を行っているオウム信者 2 名の居住確認をしようとしたが、村民に阻まれて調査を取り消した¹⁴⁾。
- 5/26 村議会は全員協議会を開き、オウムから現金を渡されていると噂されていた前村議 2 名をふくむ村民 4 名の出席をもとめて事情を聞いた¹⁵⁾。
- 6/25 「守る会」に村民 130 人から脱会届が郵送された。
- ’93/10/25 住民票裁判の判決がおりる。不受理処分は「住民基本台帳法に反する」とされ、処分の取り消しが命じられた。
- ’94/1/10 村長が「村の財政状況を考慮し、(オウム施設の)買い取りによる和解を再度目指す」意向を明らかにした。
- 8/12 村議会は臨時議会を開き、村は「教団側に 9 億 2 千万円を支払い、教団は村を相手取った一切の訴訟を取り下げる」事などを柱とした和解案を賛成多数(賛成 8、反対 2)で可決した。

資料 2：上九一色村の対応の概略

- '90/4/2 オウムが、上九一色村富士ヶ嶺地区内の土地で、工事を開始していたことが判明。村と村農業委員会は、オウムの土地を視察し、「農地法違反の疑いがあるので確認するまで工事を中止する」よう口頭で申し入れる。県は、「農業施設ならば認められるケースがある」とコメント。
- 4/27 富士ヶ嶺地区で、「オウム追放住民大会」が開かれ、「住民を不安に陥れている」として撤退を求める決議文を全会一致で採択した。同大会には、地区の約 4 割にあたる住民 280 人が参加、他に村長ら村幹部、「オウム被害者の会」の永岡弘行会長、同弁護士団で「坂本弁護士を救う会」の滝本太郎弁護士らが出席した。
- 6/1 富士ヶ嶺公民館で、オウム真理教対策委員会の第 1 回会合が開かれ、役員、活動方針などについて話し合った。
- 6/22 オウムが 19 名の信者の転入届を上九一色村に提出、村は住民登録を保留した。
- 6/30 九一色村とオウムが、信者の転入問題について初めて話あいをもった。オウム側は、村の主張している居住確認のための現場立ち入り調査は法的な根拠がない、として住民登録が遅れている理由を問いただした。これに対し、村側は立ち入り調査を必要とする態度を変えなかった。
- 7/20 上九一色村は、転入届不受理の通知を転入希望者 94 人全員に通知した。不受理の理由は居住事実の確認が出来ないため。
- 7/21 オウム信者ら 94 人が、転入届の不受理は不当だとして、上九一色村と富沢町の各町村長を、公務員職権乱用罪で甲府地検に告訴した。また、両市町村長へ不受理に対する意義申立書を提出した。
- 8/29 上九一色村のオウム対策委員会が、オウムに対する監視小屋を設置。
- 9/18 初めての全村的な大会、「オウム真理教追放村民大会」を開催、「上九一色村オウム対策協議会」を設置した。住民約 700 人の他に、被害者の会会長や富沢町議も参加した。

- '91/2/8 上九一色村富士ヶ嶺で、オウムを生コン車が通れないよう道路をふさいだ住民らが警察に排除された。
- 5/31 オウム信者の転入問題で上九一色村は信者 27 人分の転入届を受理した。
- '92/1/30 オウムの麻原教祖が、上九一色村村長らと初めて会見した。村の申し入れに対して、オウム側が応じたもの。
- 12/7 オウム事務所の建設予定地へ通じる村道沿いに設置したブロックの境界をめくり、建設に反対する住民とオウム信者が睨み合う騒ぎがあった¹⁶⁾。
- 12/18 村民 12 が、「オウム真理教信者 24 人に身体を押さえつけられたり、囲まれるなどして不法に拘束された」として、監禁罪で富士吉田署に告訴。
- '937/18 村長選の結果、現職村長が当選。
- '946/23 松本サリン事件発生。
- 7/9 村民から「オウム真理教の施設周辺で堪えられない悪臭がしている」との通報が富士吉田署にあった。
- 9/27 富士ヶ嶺地区の農家の住宅など三カ所に盗聴器が仕掛けられていることがわかり、被害者らが富士吉田署に通報した。盗聴器の仕掛けられた場所はいずれも「オウム真理教対策委員会」に關係している。
- 10/7 民家など三カ所で盗聴器が発見された事件で、被害者は有線電気通信法違反と不法侵入の疑いで、被告人不詳のまま富士吉田署に告訴した。
- '95/1/1 富士ヶ嶺区のオウム施設での、サリン残留物検出が報道される。
- 3/20 東京地下鉄サリン事件発生。
- 3/22 上九一色村をはじめ、各地のオウム施設が一斉に強制捜査される。
- 3/29 山梨県はオウム施設に立ち入り調査をおこない、21 の法令違反を発見したことを発表した。
- 3/31 山梨県が「オウム真理教対策協議会」を設置。
- 4/17 「オウム真理教関係県・市町村対策連絡会議」が発足する。
- '96/11/1 オウム信者が富士ヶ嶺区のオウム施設から退去。
- 12/26 破産管財人から上九一色村に、富士ヶ嶺区の土地が無償譲渡された。

資料3：上九一色村における富士ヶ嶺地区の位置づけ

「これほど追放運動をしているのに、住民票を受け入れるのはけしからんということは結構あった。そして、ここはですね、上九一色村という一つの村なんですけど、4つの地域に分かれていて、4つの集落があつまって、一つの村をつくっているという感じになっている。その、集落集落の垣根が完全にはとれていないというのがあるでしょう。

ですから、失礼な話をすると、この富士ヶ嶺地区以外の部落、精進部落、本栖部落、古関部落とあって、その真ん中に峠があって、昔は直にいけなかったんですよ。自分の村の役場に行くにも、よそのまちを4つも、5つも通っていかなければいけなかったんですよ。歩いて峠を越すわけですよ。こっからいけば、鳴沢村をとおって、河口湖町をとおって、御坂町を通過して、甲府盆地をでて、笛吹川の土手をとおって、役場に行くこと。

ですから、ここでいくらオウムと騒いでも、どうも向こうの方に変なのが入っていて、向こうの方で追放に頑張っているようだとは思っていても、いまいち応援しましょうとか、この人間と同じ気持ちになることはないですね。ですから、ここは、最終的には富士ヶ嶺地区だけのオウム対策委員会というものが、オウムと戦っている。他の3つの地区の住民は入っていない。協力は求めたんだけど、いまいち、「対岸の火事」という見方をしている。「上九一色オウム対策協議会」も、これは、村会議長が委員長になって、議員とか、あらゆる網羅して、つくったと。それが6年7年戦っているうちの、2年くらいでしょうか、格好だけやったけども、自然消滅してしまったと。しまいには、名前すらなくなってしまい、一切ないのと同じ状態になった。」元富士ヶ嶺地区区長

「上九一色村の特色というか、これが、ここは戦後開拓されたところ。既存の部落とは違うということですから、村全体からみたら、異人種がはいっているということ。田舎根性というか、そういう山国根性というか、富士ヶ嶺は異端視されている人たち。しかし、50年近く歴史をふんできましたから。物理的にも今は、精進湖線というのがあきましたから、比較的交通もできるようになった。その前は、他の村を通過していかないと役場にいけない。あるいは地下足袋はいて、峠をこさないで。

ほとんど交流がないわけですよ、向こうと。

したがってまあ、物理的にも、富士ヶ嶺を村民全体で理解することはとうてい無理だろうと。それと、産業形態がちがう。ここは農業、本栖と精進は観光。古関は零細農業。そういう産業形態も違う。ここの農業はトラクターとかで、ばんばんやるそういう農業。向こうへ行けば、おじいさんとおばあさんでやるような農業。それから、物理的に標高差が違いますね。古関の方は、300～350くらい。こっちは、1000メートル近い。地形も全然違います。そんなことで、自然の織りなすものというのもあって、村のまとまりはむずかしい。」元オウム真理教対策委員長

「もともとうちの場合は、縦20キロあって、やっぱりこっち（富士ヶ嶺以外の地区）のひとは、あまりオウムに関心が。波野みたいにあすこ（オウム施設）をとおって、奥行くんだったいいんですけど（ママ）、うちの場合は、離れているものですから、なかなかこう、一体感といいですか、つうじるものがないわけですよ。結局、地元のおウム対策委員会が、最後まで、ことあるごとに対処したんですけれども。」元上九一色村総務課長

注

- 1) 「松本サリン事件」とは、1994年6月27日に長野県松本市で猛毒のサリンガスが散布され、7人が死亡、500人を越える人々が重軽傷を負った事件、「東京地下鉄サリン事件」とは、1995年3月20日に東京都の営団地下鉄内でサリンガスが散布され、12人が死亡、5000人を越える人々が重軽傷を負った事件、「坂本弁護士一家拉致事件」とは、オウム真理教被害対策弁護団を立ち上げた坂本堤弁護士と妻子が1989年11月4日に拉致され、殺害された事件である。
- 2) 「不気味さ」という感情に関する代表的な論考として、フロイト[1969]をあげることができる。フロイトは、「不気味なもの」を「知らないもの」に対する恐怖に起因するという解釈を否定し、「この「不気味なもの」は実際にはなんら新しいものでもなく、また、見も知らぬものでもなく、心的生活にとって昔から親しい何ものである、ただ抑圧の過程によって疎遠にされたもの」[Freud: 347]であると述べている。本章では、人間心理の内的メカニズムに関心があるわけではないので、フロイトの精神分析に深入りすることは避けたい。ここでは、「不気味さ」を感じた人々がそれを強烈な熱意をもって退けようとするということ、またそれが原因であ

れ結果であれ、相手への共感的理解や知識を持っていないもしくは必要と感じていない、という点だけを確認しておけば足りる。

- 3) 当時の波野村の年間予算規模は約 20 億円であった。また、オウムの所有施設はもとも山林であり、不動産としての価値は無いに等しかった。
- 4) 重量鉄骨を用いた大型の建築物をオウムでは「サティアン」と呼んでいた。
- 5) 当時 NHK を辞めたばかりの鈴木健二元アナウンサーがアドバイザーとして波野村の古典芸能の復活と宣伝に尽力したため、すくなくともその当時の地元住民には、「村おこし」は軌道にのっているかのように捉えられていたし、それだけに村民達は文字通り「全村あげて」様々な活動に精力的に取り組んでいた。
- 6) 役場の業務開始時間から村民が窓口に列をつくって業務を依頼し、その後ろに並んだ住民票届け出目的のオウム信者には業務時間内に順番が廻らないようにする、という方策をとっていた。
- 7) 1993 年 10 月に、不受理処分は「住民基本台帳法に反する」として熊本地裁から処分取り消しを命じられている。
- 8) 熊本県は、1990 年 8 月に森林法違反および国土利用計画法違反でオウムを告発している。
- 9) 住民票不受理はもちろん、慣例では書類送検ですますはずの森林法・国土利用計画法違反での強制捜査も、法曹の世界の常識では考えられないことであった。もっとも、地下鉄サリン事件以降にはこうした「非常識」が日本中で横行することとなったのであるが。
- 10) 「神話」という言葉はエドガール・モラン[モラン, 1980]によっている。モランによれば、「うわさ」が広がることで解釈枠組みとしての「神話」が形成されるといふ。ただし、モランは本報告でいうような「うわさ」と「神話」のフィードバックについて論じているわけではない。
- 11) 波野村における「オウム事件」は次第に「政争の具」と化してゆく。硬化したイメージが「不気味さ」とは無縁な日常性の中に着地したことの現れであろう。
- 12) これまでに、不十分ではあるが、茨城県三和町・旭村、埼玉県川口市・都幾川村・吹上町、長野県佐久町・北御牧村・清里村などで聞き取り調査を行った。
- 13) 公式の報道では「全会一致」となっているが、実際には「賛成 7 反対 4」であった。
- 14) 居住確認をすれば自動的に村民として認められる。ただしこれは、住民票訴訟が村にとって不利な判決になることを見越してのことで、村の「努力」を印象づけるためのポーズであった。村側は事前に村民に連絡し「阻止してもらった」のである。
- 15) 実際には村政における「反主流派」の「つるし上げ集会」であった。

16) この出来事は村民の間では「監禁事件」と呼ばれている。

引用文献

芦田徹郎他，1999，『オウム真理教と地域社会』 科研費報告書

池田太臣，1999，「全村一致 波野村の対応」芦田徹郎他『オウム真理教と地域社会』 科研費報告書

野中亮，1999，「孤立無援 上九一色村の対応」芦田徹郎他『オウム真理教と地域社会』 科研費報告書

フロイト，ジグムント .，1969，「不気味なもの」高橋義孝他訳『フロイト著作集 3』，人文書院

モラン，エドガール .，1980，杉山光信訳『オルレアンの噂 女性誘拐の噂とその神話作用（第二版）』，みすず書房

（大阪樟蔭女子大学人間科学部専任講師）